

## 令和元年度 新居浜市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,198,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月3日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		321,000	14,347	335,347
	4. 森林環境譲与税	0	14,347	14,347
9. 地方特例交付金		90,000	243,611	333,611
	1. 地方特例交付金	90,000	13,847	103,847
	2. 臨時交付金	0	229,764	229,764
12. 分担金及び負担金		443,620	△72,462	371,158
	1. 負担金	443,620	△72,462	371,158
13. 使用料及び手数料		879,959	△38,047	841,912
	1. 使用料	622,807	△38,047	584,760
14. 国庫支出金		7,467,799	81,455	7,549,254
	1. 国庫負担金	6,189,782	54,248	6,244,030
	2. 国庫補助金	1,256,094	27,207	1,283,301
15. 県支出金		3,535,104	33,624	3,568,728
	1. 県負担金	2,337,683	27,124	2,364,807
	2. 県補助金	819,385	6,500	825,885
18. 繰入金		575,410	205,769	781,179
	1. 基金繰入金	575,410	205,769	781,179

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 入

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰越金		1,100,000	△98,945	1,001,055
	1. 繰越金	1,100,000	△98,945	1,001,055
20. 諸収入		1,906,381	9,585	1,915,966
	4. 雑入	821,980	9,585	831,565
21. 市債		5,451,900	53,232	5,505,132
	1. 市債	5,451,900	53,232	5,505,132
歳入合計		49,766,152	432,169	50,198,321

歳入歳出予算補正

( 歳入 )

千 円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,693,164	89,846	4,783,010
	1. 総務管理費	3,747,134	89,846	3,836,980
3. 民生費		20,789,803	143,183	20,932,986
	1. 社会福祉費	9,965,740	6,511	9,972,251
	2. 児童福祉費	8,297,743	136,672	8,434,415
4. 衛生費		3,403,152	20,000	3,423,152
	3. 下水道費	242,084	20,000	262,084
6. 農林水産業費		721,872	20,471	742,343
	1. 農業費	522,887	20,471	543,358
7. 商工費		1,389,614	50,858	1,440,472
	1. 商工費	1,389,614	50,858	1,440,472
8. 土木費		5,308,028	24,900	5,332,928
	2. 道路橋りょう費	1,135,500	20,000	1,155,500
	5. 都市計画費	2,693,741	4,900	2,698,641
10. 教育費		4,737,982	82,911	4,820,893
	4. 幼稚園費	181,796	82,911	264,707
歳出合計		49,766,152	432,169	50,198,321

歳入歳出予算補正

( 歳出 )

千 円

## 第2表 継続費補正

追加

千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 商工費	1 商工費	旧別子観光センター跡地整備事業	43,200	令和元年度	16,000
				令和2年度	27,200

第3表 地方債補正  
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業	千円 97,300	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 106,200	補正前に同じ	%	補正前に同じ
臨時財政対策債	1,620,000				1,664,332			
計	5,451,900	—	—	—	5,505,132	—	—	—